

令和7年度 檜原市入札参加資格者名簿 登録申請要領

建設工事

樫原市と樫原市下水道事業担当部局及び奈良県広域水道企業団等が発注する建設工事の一般競争入札、指名競争入札、随意契約の入札参加資格者名簿登録を申請される場合は、下記のとおり手続きしてください。この申請をもとに審査を行い、名簿登録資格があると決定された者は、樫原市入札参加資格者名簿（以下「名簿」という）に登録され、市長部局、教育委員会、下水道事業担当部局、公社、奈良県広域水道企業団の競争入札発注時等に使用されます。

1. はじめに

- 樫原市の申請には、本申請と再申請があります。

本申請について ➡ 1～6 ページ

- ・「奈良県内に本店がある者（県内本店業者）」と「奈良県外に本店がある者（県外本店業者）」に分け、本申請の受付を毎年交互にしています（今回の本申請の対象については、「5. 対象業者、登録有効期間」を参照）。
- ・本申請は2年に1度（有効期間2ヵ年度）です。
- ・本申請の年に本申請しなかった場合、本申請でない年に本申請することも可能ですが、翌年も続けて本申請をする必要があります。

再申請について ➡ 7～8 ページ

- ・昨年本申請した登録工種の追加、変更を希望する場合は、再申請をしてください。

- 書類審査後は、**申請された登録工種を年度中に変更することはできません**（変更希望される場合は、翌年に再申請をしてください）。ただし、申請された登録工種の業務を廃業したことによる登録工種の削除は都度、変更届により行ってください。

書類審査後に登録工種の削除、会社情報（代表者名、住所等）を変更される場合は、「名簿登録情報変更届」を提出してください。

- 名簿に登録されても、工種によっては期間中全く発注がない場合もあります。

2. 登録資格

以下の条件をすべて満たしている者であること。

- ①国税を滞納していない者（8.（ア）（8）参照）。
- ②樫原市税を滞納していない者（8.（ア）（8）参照）。
- ③雇用保険、健康保険及び厚生年金保険（以下「社会保険等」という。）に加入している者、又は社会保険等の適用除外されている者。
- ④営業に関し、法令等の規程により許可、登録、認可等を必要とする場合は、それらを申請時において受けている者。
- ⑤地方自治法施行令第167条の4第1項の欠格規定に該当しない者（契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者でないこと）。

⑥次のいずれにも該当しない者。

- (1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
- (3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

⑦建設業法第3条の規程による許可を受けている者。

⑧審査基準日が本件申請日から1年7ヶ月以内の経営事項審査を受けている者。

3. 申請方法

インターネットによる電子申請

一部、郵送または持参により提出いただく書類があります（8.（イ）参照）

権原市ホームページ「入札参加資格者名簿 登録申請の受付」よりアクセスしてください。

※諸事情によりインターネット申請ができない場合は契約検査課へご相談ください。

4. 受付期間（期限厳守）

令和7年1月6日(月)午前9時00分～令和7年1月31日(金)午後5時00分

インターネット申請部分は、受付期間中いつでも申請可能です。

※本件に対するご質問については、午前9時から正午の間又は午後1時から午後5時の間
(土日祝日を除く)に、契約検査課へお電話ください。

5. 対象業者、登録有効期間 【本申請】

奈良県内に本店がある者(昨年本申請しなかった者)…1年間（令和7年度）

奈良県外に本店がある者…2年間（令和7・8年度）

6. 申請可能工種数

工事様式NK1-1の工事種別一覧を参照し、申請してください。

●権原市内に本店がある者…5工種以内

●それ以外の者…3工種以内

※経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書で、登録を希望する工種に完成工事高がない工種は申請できません。

7. 申請書類提出先、問い合わせ先

〒634-0002 奈良県橿原市東竹田町1-1
リサイクル館かしはら 3階 財務部 契約検査課
TEL (直通) 0744-21-1112
(代表) 0744-22-4001

メールアドレス keiyaku@city.kashihara.nara.jp
お電話やご来訪は、午前9時から正午の間又は午後1時から午後5時の間(土日祝日を除く)にお願いします。

8. 提出書類 【本申請】

申請日現在の情報を入力・記載してください。

(ア) インターネットで提出する書類

提出期限：令和7年1月31日（金）午後5時00分

※法人で「登記簿の住所」と「建設業許可を受けている場所」が異なる場合は、インターネット申請では「建設業許可を受けている場所」の情報を記入し、登記情報と異なる理由を記入した申立書（任意様式。代表者の記名押印必要）を下記書類とともに原本で提出してください。

- ・スキャンデータのカラー・モノクロは問いません。
- ・スキャンデータは、鮮明に確認できる解像度で作成ください。
- ・複数ページの書類であっても一つのデータにまとめて作成し（例①）、添付するデータの名称は、「会社名 書類名」としてください（例②）。

例① 国税の納税証明書と市税の納税証明書を別々にスキャンし、2つのPDFファイルを作成した。しかしこれでは添付できないので、納税証明書を全部一緒にスキャンし、1つのPDFファイルを作成した。

例② 株○×建設 納税証明書.pdf ○×建設株 営業所一覧表.docx

※スキャナがない等の理由により、インターネット添付が必要な書類を紙媒体で提出したい場合は別途ご相談ください。

(1) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書

審査基準日が、本件申請日から1年7ヶ月以内の最新分を添付してください。

また、発注者と請負契約を締結することができる期間は、その経営事項審査の審査基準日から1年7ヶ月の間に限られていますので、毎年継続して経営事項審査を受け、その都度最新版を提出してください。

(2) 社会保険等の加入状況が確認できる書類

後記「建設工事における社会保険等の加入確認の実施について」を確認し、文中の必要な書類を添付してください。

(3) 建設業許可通知書または建設業許可証明書

※有効期限内の通知書（証明書）が手元にない場合は、現在お持ちの許可通知書（証明書）と、更新申請中である証となる書類を添付してください。

(4) 建設業退職金（特別）共済契約者証、または建設業退職金共済事業加入・履行証明書

※建退共に加入していない場合は、勤労者退職金共済機構にて加入ください。

※自社退職金制度等がある場合は、それらが確認できる書類を添付ください。

(5) 経営事項審査申請書類のうち技術職員名簿

(6) 経営事項審査申請書類のうち工事経歴書

(7) 営業所一覧表

インターネット申請で入力するか、工事様式 NK1-2 を使用して作成したものを添付してください。

※記載情報が同じであれば、別様式でも可。

※受任営業所を設置していない場合でも「営業所一覧表」は必要です。

(8) 納税証明書（イ 市税については「完納証明書」）

発行日が令和6年10月1日以降のもの。

ア 国税

① 全業者提出が必要

② 提出する書類（次のいずれか）

●個人業者の場合（交付請求先は代表者の所在地を管轄する税務署）

最新年度分の納税証明書その3の2（「申告所得税及び復興特別所得税」と「消費税及び地方消費税」に滞納がないことの証明書）

●法人業者の場合（交付請求先は本社の所在地を管轄する税務署）

最新年度分の納税証明書その3の3（「法人税」と「消費税及び地方消費税」に滞納がないことの証明書）

●新型コロナウイルス感染症に係る特例制度による納税猶予を受けている場合

「申告所得税及び復興特別所得税」と「消費税及び地方消費税」もしくは「法人税」と「消費税及び地方消費税」に係る納税の猶予許可通知書の写しまたは最新年度分の納税証明書その1

イ 市税

① 「権原市内に所在のある本店」又は「権原市内に所在のある営業所」で登録する業者は提出が必要

② 提出する書類

●滞納がないことがわかる証明書。ただし課税のない場合（例：法人業者で事業所を開設後まだ申告納付期限が到来していないなど）は、「未納のない証明書」を提出してください。

※納期末到来額欄に金額記載があっても、滞納税額が0円である場合は申請可能。

※新型コロナウイルス感染症に係る特例制度による納税猶予を受けている場合は、最新年度分の権原市税（課税のある全ての税目）の納税証明書（地方税法附則第59条の適用の記載があるもの）

(9) 印鑑証明書

法人は法務局、個人事業者は住所地の市町村長が証明したもの。

発行日が令和6年10月1日以降のもの。

(10) 履歴事項全部証明又は現在事項全部証明

法人事業者の場合のみ添付してください（法務局が証明したもの）。

発行日が令和6年10月1日以降のもの。

(11) 会社の所在地のわかる地図と外観の写真

権原市内に本店または受任営業所がある者のみ添付ください。形式は任意ですが、一つのファイルにしてください。（例：ワード文書に地図と写真を貼る、など）

(イ) 郵送または持参で提出する書類

A4版クリアファイル（無色）にはさんで1部提出してください。

提出期限：令和7年1月31日（金）午後5時00分 郵送の場合、当日消印有効

※工事・コンサル・役務・物品のうち、複数申請される場合は、「工事用」、「役務用」といったように別々のクリアファイルを準備し、それぞれ提出してください。

※法人で「登記簿の住所」と「建設業許可を受けている場所」が異なる場合は、インターネット申請では「建設業許可を受けている場所」の情報を記入し、登記情報と異なる理由を記入した申立書（任意様式。代表者の記名押印必要）を原本で提出してください。

(1) インターネット申請完了後のマイページを印刷したもの

インターネット申請が完了すると入力したメールアドレスに受付完了のメールが届きます。そのメールに記載のURLから登録内容を確認する画面「マイページ」にアクセスし、ページ上部にある【Myページ印刷】ボタンから印刷してください。

(2) 委任状（原本）

共通様式NK0-1を使用してください。

※本店から委任を受けた営業所で登録する場合は添付してください。

(3) 使用印鑑届（原本）

共通様式NK0-2を使用してください。

※会社印（社判）での登録はできません。

(4) 誓約書（原本）

共通様式NK0-3を使用してください。

(5) 確認書（工事本申請用）

工事様式NK1-3を使用して提出書類を確認してください。確認後は書類の先頭にはさんでください。

(6) 本申請受領確認用はがき（希望者のみ）

表面に宛名を記入し、裏面に共通様式NK0-4「本申請用受領はがき裏面印刷用」を印刷してください。提出当日の審査は行いませんので、受領確認を希望する場合は（持参

提出であっても）添付してください。

提出書類の審査後、不備等がなければ令和7年度の名簿に登載します。

インターネット申請のマイページで審査が完了しているかどうかを確認することができます。
(令和7年3月1日以降予定)

令和7年度の名簿は令和7年4月中に市ホームページ（入札・監督検査内）で公開しますのでご了承の上、申請してください。

再申請について

令和6年度に本申請をして、現在登録している工種の再申請（追加・変更）を希望する場合は、下記のとおり受付いたします。

例：昨年本申請を行い、今年度「建築工事」と「水道工事」に登録していたが、「解体工事」に登録したいため、「建築工事」を「解体工事」に変更する。

下記以外の内容については、本申請と同様です。

●対象業者、有効登録期間

奈良県内に本店がある者…1年間（令和7年度）

●申請方法

郵送または持参による提出。

再申請は全て紙媒体での提出です。

●受付期間（期限厳守）

令和7年1月6日（月）～令和7年1月31日（金）

郵送の場合…令和7年1月31日当日消印有効。

持参の場合…午前9時から正午の間又は午後1時から午後5時の間（土日祝日を除く）。

●再申請提出書類

下記書類をA4版クリアファイル（無色）にはさんで提出してください。

（1）再申請書（工事用）

工事様式NK1-Aを使用してください。

（2）登録希望工種申請書

工事様式NK1-Bを使用してください。

※追加・変更分だけではなく、令和7年度に登録を希望する「全ての」工種を記載してください。

（3）経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

審査基準日が本件申請日から1年7ヶ月以内の最新分を添付してください。

（4）社会保険等の加入状況が確認できる書類

後記「建設工事における社会保険等の加入確認の実施について」を確認し、文中の必要な書類を提出してください。

（5）建設業許可通知書の写しまたは建設業許可証明書（写し可）

※有効期限内の通知書（証明書）が手元にない場合は、現在お持ちの許可通知書（証明書）の写しと、更新申請中である証となる書類を添付してください。

（6）経営事項審査申請書類のうち技術職員名簿の写し

(7) 経営事項審査申請書類のうちと工事経歴書の写し

(8) 納税証明書（写し可）

8. ア (8) を参照してください。

(9) 再申請受領確認用はがき（希望者のみ）

表面に宛名を記入し、裏面に共通様式 NK0-5 「再申請用受領はがき裏面印刷用」を印刷してください。提出当日の審査は行いませんので、受領確認を希望する場合は（持参提出であっても）添付してください。

(10) 確認書（工事再申請用）

工事様式 NK1-C を使用して提出書類をチェックし、書類をリストの順番に並べてください。確認後、すべての書類の先頭にはさんでください。

提出書類の審査後、不備等がなければ令和7年度の名簿に登載します。

令和7年度の名簿は令和7年4月中に市ホームページ（入札・監督検査内）で公開しますのでご了承の上、申請してください。

建設工事における社会保険等の加入確認の実施について

市発注の公共工事における「雇用保険」、「健康保険」及び「厚生年金保険」(以下「社会保険等」という。)の未加入対策として、建設工事における権原市競争入札参加資格者名簿登録申請について平成29年度申請分より社会保険等の加入を要件としております。

社会保険等の加入状況は、権原市入札参加資格者名簿登録申請書類のうち経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しによって確認いたします。

経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の「その他の審査項目（社会性等）」欄の「雇用保険加入の有無」「健康保険加入の有無」「厚生年金保険加入の有無」の全てが「有」又は「除外」であれば、権原市競争入札参加資格者名簿登録申請における社会保険等の加入要件を満たしているものとみなし、権原市競争入札参加資格者名簿登録申請を受付いたします。

なお、「雇用保険加入の有無」「健康保険加入の有無」「厚生年金保険加入の有無」の一つでも「無」がある場合において、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の発行後に、社会保険等に加入し保険料を納めている場合は、次の通知書等（写し）を提出してください。下記の通知書等（写し）により確認できた場合は加入業者とみなし、権原市競争入札参加資格者名簿登録申請を受付いたします。

(1) 「健康保険」・「厚生年金保険」の場合は、①か②のいずれかを提出

- ① 「直近の標準報酬決定通知書」の写し
- ② 「直近月の保険料の納入に係る領収証書又は納入証明書」の写し

(2) 「雇用保険」の場合は、①か②のいずれかを提出

- ① 「直近の労働保険概算・確定保険料申告書及び申請時点で納期が到来した保険料の領収証書又は納入証明書」の写し
- ② 「直近の労働保険納入通知書及び申請時点で納期が到来した保険料の領収証書又は納入証明書」の写し